

# 産業建設常任委員会

日 時 令和元年12月17日(火)

午前10時から

場 所 委員会室

## 議 題

### 1 付託案件(4件)

- (1) 議案第 89号 令和元年度射水市水道事業会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第 90号 令和元年度射水市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第105号 指定管理者の指定について(ふれあい農園)
- (4) 議案第106号 指定管理者の指定について(市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設)

### 2 報告事項(3件)

- (1) 新たな企業団地の整備について  
.....産業経済部 商工企業立地課 資料1
- (2) 棚田地域振興法並びに中山間地域直接支払制度について  
.....産業経済部 農林水産課 資料1
- (3) 令和元年度道路除雪計画について  
.....都市整備部 道路課 資料1

### 3 その他

## 新たな企業団地の整備について

平成28、29年度で実施した企業団地適地調査において選定した新規適地3地区（大江地区、沖塚原地区、小泉・島地区）のうち、富山新港や北陸自動車道小杉インターチェンジへの利便性が高く、かつ国道8号に隣接する沖塚原地区に企業の進出が見込まれることから、本地区での新たな企業団地の整備を進める。

### 1 新たな企業団地の概要

名称：(仮称) 沖塚原企業団地

開発規模：約11ha 企業分譲用地：約10ha

導入業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

「農村産業法」を活用するため、導入業種は現行の富山県農村地域工業等導入基本計画に記載のある業種に限られる。

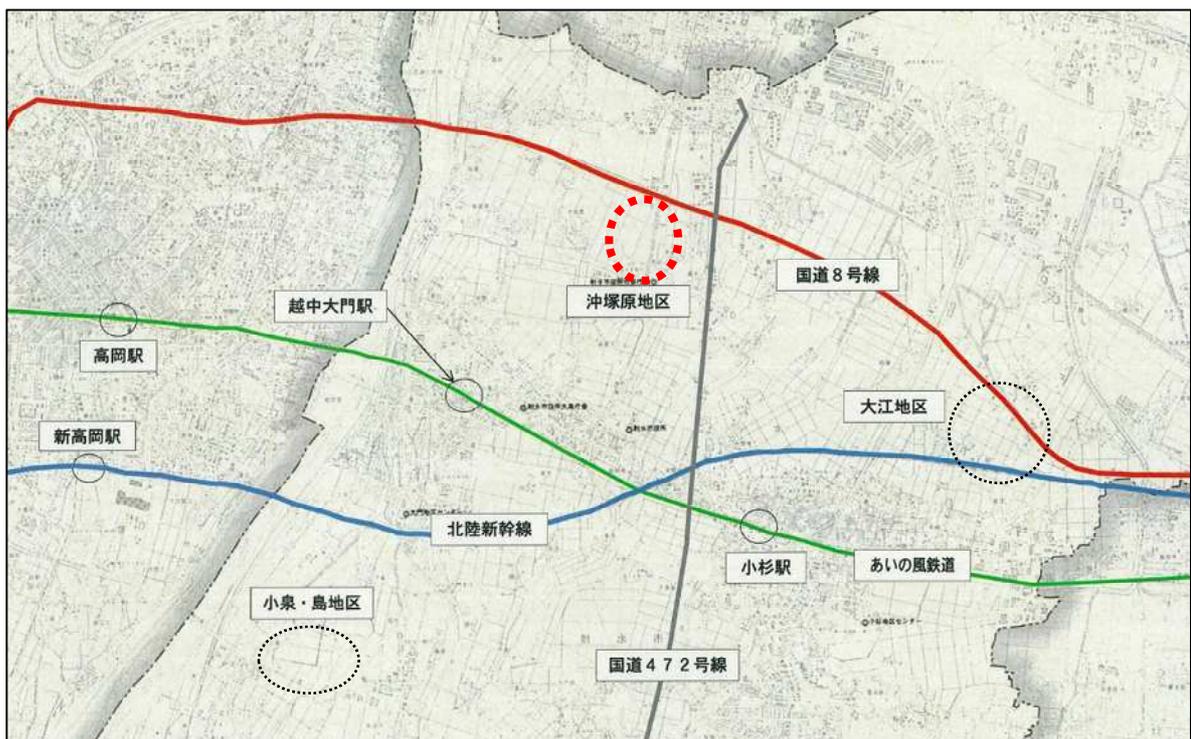
### 2 事業実施主体

射水市土地開発公社を予定

### 3 進出企業の状況（令和元年12月1日現在）

道路貨物運送業、倉庫業、卸売業の企業が進出を希望

### 【参考】新規適地位置図



出典元：射水市企業団地適地本調査報告書（平成29年度）

## 棚田地域振興法並びに中山間地域直接支払制度について

### 1. 棚田地域振興法について

#### 施行日等

令和元年6月19日公布(8月16日施行)  
5年の時限立法(5年毎に見直し)

#### 目的

棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### 指定要件

勾配が1/20以上の一団の棚田の面積が1ha以上

旧旧市町村単位で指定(昭和25年2月1日における市町村)

- 1 旧金山村、旧櫛田村が指定要件を満たす可能性
- 2 旧池多村(富山市池多と射水市池多)は、富山市部分において指定要件を満たす可能性

#### 指定・認定手続き

##### (1) 県棚田地域振興計画【~R1.11.末】

市町村が候補地を提案し、県が策定・公表  
市町村で指定要件を確認

##### (2) 指定棚田地域

県が市町村と協議しながら「指定棚田地域(案)」を国へ申請【~R1.12.中旬】  
国は指定棚田地域の指定・公示【R1.12.末】

##### (3) 協議会組織【R2.1~】

市町村による協議会組織(農業者、農協、土地改良区、地域住民等で構成)を組織

##### (4) 指定棚田地域振興活動計画

- ・協議会は「指定棚田地域振興活動計画」を策定
- ・県と協議し国へ申請【R2.3.中旬】
- ・国は「指定棚田地域振興活動計画」を認定【R2.3.下旬】

(1)~(4)が完了すれば、関係府省庁による財政上の支援が受けられる。

#### 【農林水産省所管事業】

- ・中山間地域等直接支払交付金事業【国50%-県25%-市25%】(これまでは対象外)
- ・農業農村整備関連事業(補助率嵩上げ)

## 2. 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、農業者等に対し国及び地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から4期にわたり実施されており、R2年4月から実施される『第5期対策』の開始と同時に制度の見直しが行われる。

### 改正内容

地域振興立法(9法)で指定された地域において、基準を満たす農用地が所在する地域が対象

#### (1)対象地域

- イ. 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「**棚田地域振興法**」等によって指定された地域(8法指定 9法指定)
- ロ. イに準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域(知事特認)

#### (2)対象農地

- イ. 急傾斜地(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15°以上)
- ロ. 緩傾斜地(田:1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地:8°以上15°未満)
- ハ. 小区画・不整形な田
- ニ. 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ホ. 積算気温が低く、草地比率の高い草地(北海道のみ)
- ヘ. ~ の基準に準じて都道府県知事が定める基準に該当する農用地

### 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者等(地域)

### 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(1/20以上)	11,500
	緩傾斜(1/100以上)	3,500

### 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できる。



## 令和元年度道路除雪計画について

積雪時における円滑な道路交通を確保し、市民生活の安定と産業経済活動の発展に資することを目的として、令和元年度道路除雪計画を作成しました。関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施します。

### 1 重点項目

- (1) 初動除雪の徹底及びていねいな除雪の実施
- (2) 小型除排雪機械の無償貸与による、地域ぐるみ除排雪活動の推進
- (3) 通学路、主要施設周辺歩道の早朝除雪の実施
- (4) 急坂、橋梁及びカーブ等への凍結防止剤散布の実施

### 2 除雪車出動基準

新降雪が10cmを超え、気象情報などから更に降雪が予想されるとき。

### 3 除雪計画路線

(単位:km)

項目	R元年度	H30年度	対前年度
市道総延長	855.7	853.5	+2.2
機械除雪延長	524.7	524.9	-0.2
消雪延長	176.6	175.4	+1.2
除雪延長合計	701.3	700.3	+1.0
歩道除雪	90.9	90.9	±0.0

### 4 協力業者数及び除雪機械台数

	R元年度	H30年度	対前年度
業者数	123社	126社	-3社
台数	312台	312台	±0台

## 5 市民への協力依頼

- (1) 除雪車の支障となる路上駐車をしない。
- (2) 交通障害となるため、道路への投雪をしない。
- (3) 除雪車や庭木の損傷をさけるため、道路にはみ出ている庭木の剪定を行う。
- (4) 自宅周辺は各家庭で除雪を行う。
- (5) 作業中の除雪車に近寄らない。

## 6 雪捨て場

市内の雪捨て場は4箇所あり、新湊地区は海王町雪捨て場(新湊かまぼこ夢テラス海王隣接市有地)、小杉地区は薬勝寺池公園南側と下条川新伝馬橋西詰、大門・大島地区は庄川右岸河川敷雪捨て場(新幹線高架下の南北それぞれ)に設置しています。

【大門・大島地区】

【小杉地区】

【小杉地区】

【新湊地区】



## 7 問い合わせ先

道路除雪対策本部

設置期間 令和元年12月1日～令和2年3月31日  
設置場所 射水市役所(大島分庁舎2階)  
電話番号 0766-51-6689

# 令和元年度

## 道路除雪実施計画

<p>除雪に妨げとなる路上の駐停車は、やめましょう</p>	<p>道路に雪などを投げ出さないようにしましょう</p>
	
<p>自宅前などは自分達で除雪しましょう</p>	<p>冬用タイヤへの取り替えは早めに行い、安全運転を心がけましょう</p>
	



射水市

〒939 - 0292 富山県射水市小島 703 番地

道路除雪対策本部 TEL(0766)51 - 6689 (大島分庁舎)

## 目 次

1	目 的	1
2	計画の重点	1
3	道路除雪対策本部	1
4	除雪及び消雪路線	1
5	除雪路線区分	2
6	除雪出動基準	2
7	除雪計画の概要	4
8	雪捨場の確保	5
9	除雪作業体制の整備	5
10	住民の協力体制の確立	6
11	パトロール	6
12	関係機関との連携	6
13	豪雪時の対応	6
[別表1]	道路除雪対策本部業務分担表	7
資料1	情報連絡関係機関	8
資料2	雪に関する注意、警報等の種類及び発表基準	9
資料3	雪捨場位置図	10
資料4	除雪計画路線図	11

# 道 路 除 雪 計 画

## 1 目 的

この計画は、積雪時における円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施し、もって市民生活の安定と産業経済活動の発展に資することを目的とする。

## 2 計画重点項目

- ( 1 ) 初動除雪の徹底及びていねいな除雪の実施
- ( 2 ) 小型除排雪機械の無償貸与による地域ぐるみ除排雪活動の推進
- ( 3 ) 通学路、主要施設周辺歩道の早朝除雪の実施
- ( 4 ) 急坂、橋梁及びカーブ等への凍結防止剤散布の実施

## 3 道路除雪対策本部

富山地方気象台の発表する気象情報を参考とし、道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を図るため令和元年12月1日から翌年の3月31日まで除雪対策本部を都市整備部に設け、本部長（都市整備部長）の指揮のもとに適切な道路除雪を実施する。

除雪対策本部の機構及び業務分担は「別表1」のとおりとする。

## 4 除雪及び消雪路線

除雪及び消雪路線は別添の路線図のとおりとする。

## 5 除雪路線区分

除雪計画路線毎の交通量及び路線の性格を勘案し、次表により3段階に区分する。

区 分	除 雪 目 標
第1種	1日交通量が500台以上、国道、県道に連絡し、学校、駅、バス路線等に 通ずる主要路線で、異常積雪時以外は常時2車線幅員を確保する。
第2種	1日交通量が300～500台程度、2車線幅員を原則とするが、場合によっ ては1車線幅員を確保し、必要に応じて待避所を設ける。
第3種	1車線幅員の確保を原則とし、待避所を設ける。

## 6 除雪出動基準

### (1) 出動基準

各作業区分の出動基準は、原則として、次表のとおりとする。ただし、その他特別の事由により対策本部長が必要と認めた場合も、出動するものとする。

#### 車道除雪

作 業 区 分	作 業 基 準
新雪除雪	新降雪が10cmを超え、気象情報等から、さらに降雪が予想されるとき。
路面整正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通障害を引き起こす恐れのあるとき。 2 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。
圧雪処理	1 路面圧雪厚さが10cmを超えるとき。 2 気温の変化や通行者のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れがあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により路側の雪(雪堤)が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通障害を引き起こすと判断されるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連坦部や交差点部で、交通可能な幅員の確保が困難になると判断されるとき。
凍結防止剤 散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0以下になり路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。

#### 歩道除雪

作業区分	作 業 基 準
歩道除雪	歩道上の積雪深が10cmを上回っている場合を標準とし、長靴・防寒靴で歩行可能な状態を確保する。

## ( 2 ) 除雪作業内容

### 新雪除雪作業

新雪を路側等へ除去する作業であり、タイヤショベルや除雪トラック等により圧雪を生じさせないように早期に行うもの。

### 路面整正・圧雪処理作業

除雪グレーダーやタイヤショベル等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業であり、圧雪の発達による交通渋滞を防ぐために行う。

### 拡幅除雪作業

除雪トラック、除雪グレーダー、除雪ドーザ等により雪堤をさらに路側へ押しつける作業や、ロータリー除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業であり、雪堤の発達による交通障害を防ぐために行う。

### 運搬排雪作業

路面の雪または路側の雪をロータリー除雪車やタイヤショベル等を用いてダンプトラック等に積込み運搬し排雪する作業であり、拡幅作業が特に難しい人家連坦部や交差点部において必要幅員を確保するために行う。

### 凍結防止剤散布作業

スリップや交通渋滞をひきおこす恐れのある区間に凍結防止剤を散布する作業であり、路面凍結による交通障害を防止するために行う。

主な散布必要箇所は、次のとおりである。

- (イ) 急勾配、急カーブ区間
- (ロ) 橋梁、高架橋の取付部
- (ハ) 主要な交差点
- (ニ) 日陰で凍結の生じやすい箇所

### 歩道除雪作業

本作業は住民の協力も得ながら、タイヤショベルやロータリー歩道除雪機械等により実施する。

## 7 除雪計画の概要

### 除雪実施計画路線総括表

項目		合計	各地区内訳					
			新湊	小杉	大門	大島	下	
市道	路線数	3,089	1,391	994	302	296	106	
	延長(km)	855.7	325.7	273.4	142.3	81.3	33.0	
機械除雪	路線数	1,973	786	821	157	187	22	
	延長(km)	524.6	183.8	199.1	82.9	42.6	16.4	
	第1種	路線数	91	13	47	21	7	3
		路線延長(km)	84.4	13.8	44.4	15.3	6.5	4.4
	第2種	路線数	102	58	16	16	6	6
		路線延長(km)	69.7	34.5	7.0	16.7	4.8	6.7
第3種	路線数	1,780	715	758	120	174	13	
	路線延長(km)	370.5	135.5	147.7	50.9	31.3	5.3	
消雪	路線数	735	241	181	153	107	53	
	延長(km)	176.6	60.1	38.2	40.3	26.6	11.4	
合計	路線数	2,708	1,027	1,002	310	294	75	
	延長(km)	701.3	243.9	237.3	123.2	69.1	27.8	
歩道除雪	路線数	85	25	38	15	6	1	
	延長(km)	90.9	20.1	41.5	19.7	9.2	0.4	

四捨五入により、合計数値に違いあり。

### 除雪機械稼働台数

項目	借上	貸与	合計
除雪車 (台)	151	161	312

### 協力業者数

項目	借上	貸与	借上+貸与	合計
協力業者数	41	27	55	123

### 除雪機械の配備計画

( )内は重複数

項目		新湊地区	小杉地区	大門地区	大島地区	下地区	合計
除雪機械	除雪トラック	1	1	0	0	0	2
	タイヤショベル	94	85	30	27	6	242
	ロータリー車	0	1	1	1	0	3
	モーターグレーダー	4	5	2	1	1	13
	除雪ドーザ	7	11	5	2	1	26
	ハンドガイド(歩道)	14	17	4	3	1	39
合計(台)		120	120	42	34	9	325(13)
協力業者数(社)		51	54	22	18	8	153(30)

## 8 雪捨て場の確保

雪捨て場については、下記の場所を指定する。(資料3)

海王町市有地	(海王町地内)
下条川新伝馬橋	(戸破地内)
薬勝寺池	(中太閤山地内)
庄川右岸河川敷	(土合地内 北陸新幹線高架下)

## 9 除雪作業体制の整備

次の事項に配慮して計画の策定や除雪準備等にあたるものとする。

### (1) 計画の策定

市内の適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し計画を策定する。特に他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除排雪の受け持ち等について十分調整する。

### (2) 除雪業務分担の決定

除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

### (3) 除雪機械の点検整備

除雪機械及び付属品等の点検整備を事前に行い、出勤の体制を整える。また、除雪作業時の故障に対し、迅速確実な処置ができるよう修理態勢を整える。

借上機械についても前号に準じて整備するよう指導する。

### (4) 消雪施設の点検整備

消雪パイプなどの消雪施設が良好に機能できるよう試運転をするなどの点検を行う。

### (5) スノーポール設置

除雪機械の運行目標確認危険防止の標示として、除雪路線の適当な箇所にスノーポールを設置する。

### (6) その他

除雪時の障害となるような舗装の不陸、マンホール蓋や横断構造物の飛び出しなど、路面状況に異常がないか事前に把握し、修繕する。

## 1 0 住民の協力体制の確立

地域住民との共同除排雪が円満、かつ、効果的に実施されるよう、市除雪対策本部と地域住民が連携し、官民一体の除排雪活動を推進する。

- ( 1 ) 路上駐車禁止、障害物の除去について沿道住民の積極的協力を求める
- ( 2 ) 道路への屋根の雪下ろしの後始末の励行を呼びかける
- ( 3 ) 歩道、消火栓の除雪協力
- ( 4 ) 地域ぐるみ除排雪活動の促進

## 1 1 パトロール

実施班は、市内の降雪や除雪状況などを把握するため、あらかじめパトロールの班編成を定め適切な除雪管理を行う。

パトロールに当たっては、次の事項を適確に行う。

- ( 1 ) 市内各地区における積雪深の計測及び路面状況の把握。
- ( 2 ) 除排雪状況の確認。
- ( 3 ) 除排雪状況が交通及び沿道住民に支障がある場合の応急処置。
- ( 4 ) 路面、路側部、構造物及び付属物などの損傷又は、損傷の誘因となる事象の発見。
- ( 5 ) 道路の不法占用、不正使用等の監視等、特に路上駐停車・屋根雪等の路上への投雪、ゴミ等の路上放置物、路上への散水行為における道路への影響に留意すること。
- ( 6 ) パトロール要員はパトロール中に緊急措置を要する事項及び除排雪等の今後の指示に必要な事項は、携帯電話等により速やかに除雪対策本部へ通報すること。
- ( 7 ) 雪等による災害の発見や除排雪状況を的確に把握し、速やかに適切な措置を行うこと。

## 1 2 関係機関との連携

### ( 1 ) 気象情報の収集

富山地方気象台や、その他の雪量観測機関との連絡体制を十分に整え、必要な観測情報が迅速かつ正確に提供されるよう要請する。

### ( 2 ) 警察との連携

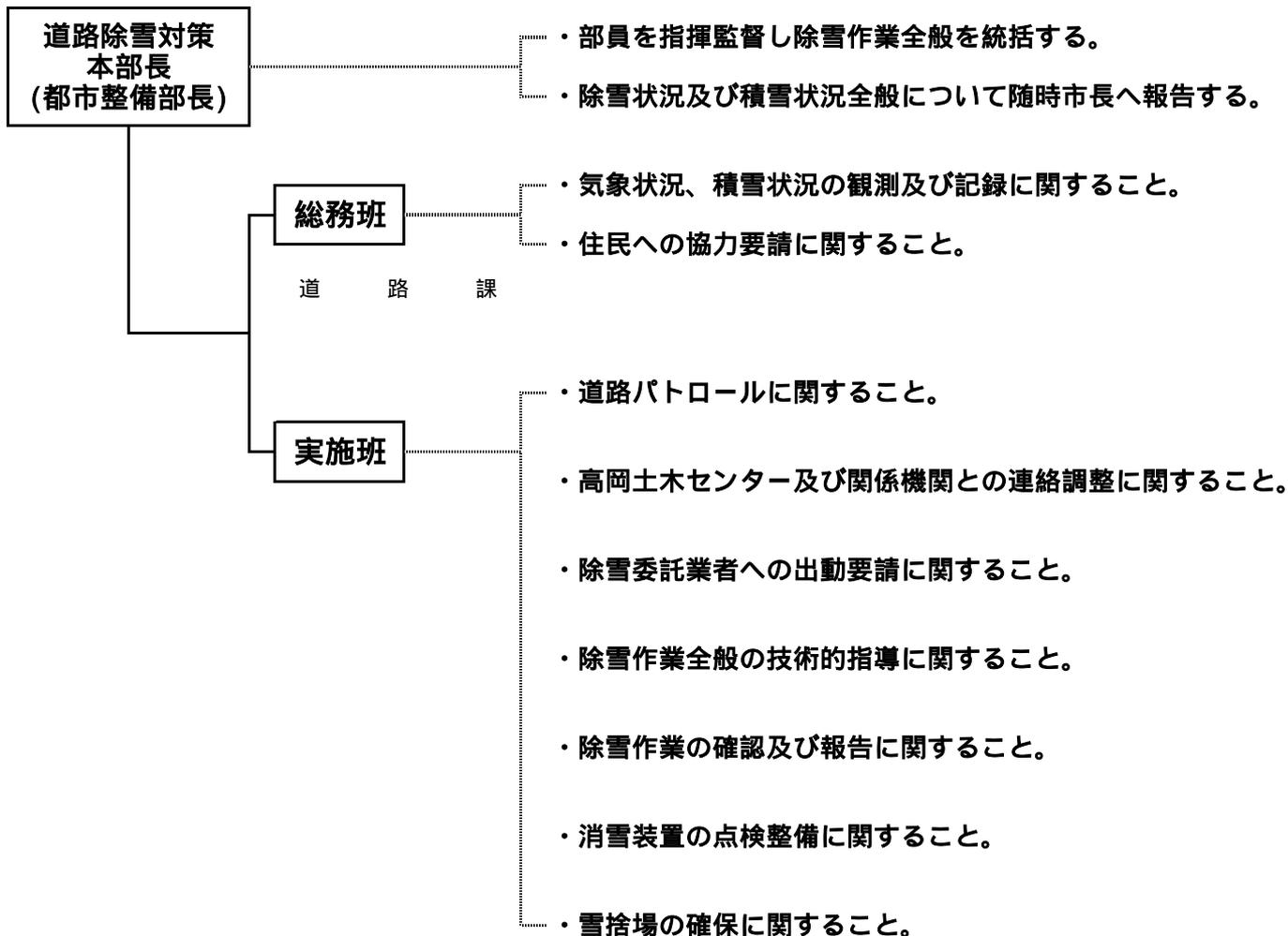
実施班は、除雪に当たっては、警察署と緊密な連絡を取り、路上駐停車は勿論のこと、その他路上放置物件の取締、除排雪作業に関する交通規制や交通情報収集等についても協力を要請する。

## 1 3 豪雪時の対応

重要幹線道路と緊急確保路線の除雪を優先的に行い、豪雪時における道路交通を確保する。また、消雪施設的能力を超える積雪の場合、消雪運転から機械除雪にやむを得ず切り替え対応する。早朝除雪で作業が完了しない場合は、日中も引き続き作業を行う。

## 道路除雪対策本部業務分担表

電話 51-6689 (直通)  
FAX 51-6695



・ 実施班は市職員（当番制）で構成する。  
日中 8:30～17:15、夜間 17:15～8:30

## 情報連絡関係機関

射水市道路除雪対策本部(大島分庁舎)	T E L	51 - 6689
射水市役所	T E L	51 - 6600
小杉地区センター(旧小杉保健センター)	T E L	57 - 1636
新湊地区センター(新湊消防署内)	T E L	82 - 1964
大門地区センター(大門庁舎)	T E L	52 - 7397
下地区センター(下庁舎)	T E L	59 - 8094
布目分庁舎(上下水道関連)	T E L	84 - 3000
富山県除雪対策本部(県庁代表)	T E L	076 - 431 - 4111
"                  (県庁道路課)	T E L	076 - 444 - 3315
高岡土木センター(代表)	T E L	26 - 8419
"                  (道路維持班)	T E L	26 - 8428
高岡市道路除雪対策本部	T E L	30 - 7300
国土交通省 富山河川国道事務所 富山国道維持出張所	T E L	076 - 438 - 5101
富山地方气象台	T E L	076 - 432 - 2311
射水警察署	T E L	83 - 0110
射水警察署新湊幹部交番	T E L	84 - 0110
射水消防署	T E L	56 - 0119
射水消防署大門出張所	T E L	52 - 0119
新湊消防署	T E L	82 - 8333
新湊消防署東部出張所	T E L	86 - 0119
北陸電力(株)高岡支社	T E L	22 - 2027
N T Tフィールドテクノ北陸支店 富山営業所	T E L	076 - 492 - 9971
高岡ガス(株)	T E L	22 - 0709
日本海ガス(株)西部支社	T E L	84 - 8118
エムアールテクノサービス(株)	T E L	27 - 6003
海王交通(株)	T E L	82 - 6226
加越能鉄道(株) 高岡営業所	T E L	22 - 4886
富山地方鉄道(株) 富山自動車営業所	T E L	076 - 424 - 3661
(株)三島野観光	T E L	52 - 5060
JR西日本 富山新幹線保線区	T E L	076 - 431 - 7314
万葉線(株)	T E L	25-4139
あいの風とやま鉄道(株)	T E L	22-1720
N H K 富山放送局	T E L	076 - 444 - 6630
K N B 北日本富山(株)	T E L	076 - 432 - 5555
富山テレビ放送(株)	T E L	076 - 425 - 1111
(株)チューリップテレビ 富山支社	T E L	076 - 442 - 7000
射水ケーブルネットワーク(株)	T E L	82 - 7320
(株)エフエムいみず	T E L	56 - 0793

## 雪に関する注意、警報等の種類及び発表基準

富山地方気象台

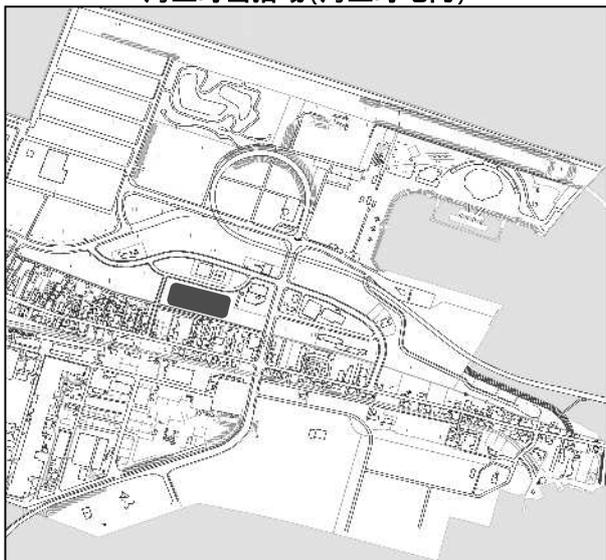
種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には降雪を伴い、平均風速が陸上で12m / s以上、海上で15m / s以上になると予想される場合。
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがあるとき。具体的には平地で6時間の降雪の深さが15cm以上、山間部で12時間の降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。
	低 温 ( 最 低 温 ) 注 意 報	夏期17 以下の日が継続、冬期 - 6 以下と予想される場合。
	な だ れ 注 意 報	なだれにより災害が起こるおそれがあるとき。具体的には次のいずれかに該当すると予想される場合。 (1) 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 (2) 積雪の深さが100cm以上で、日平均気温 2 以上と予想される場合
	着 氷 ( 雪 ) 注 意 報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等の被害が予想される場合。
気 象 警 報	暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがあるとき(雪を伴わない場合もある)。具体的には平均風速が20m / s 以上になると予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあるとき。具体的には平地で6時間の降雪の深さが25cm以上、山間部で12時間の降雪の深さが50cm以上になると予想される場合。
特 別 警 報	暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

：発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。

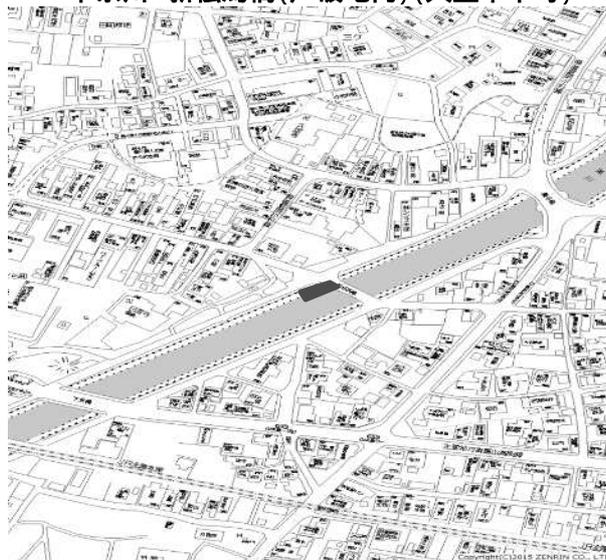
1. 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報、警報にきりかえられる。

【各雪捨場位置図】

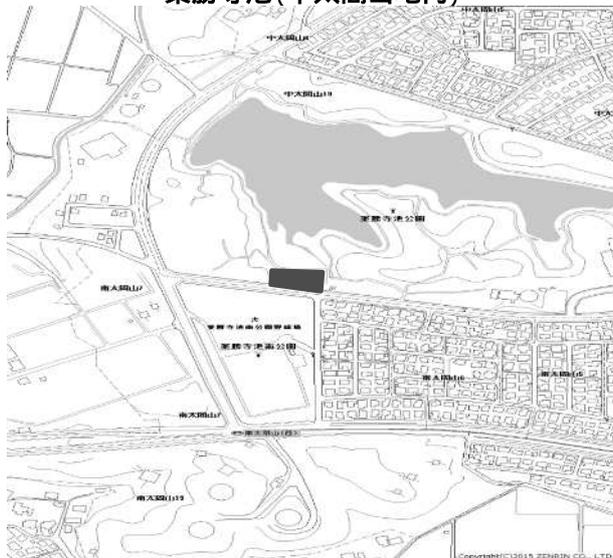
海王町雪捨場(海王町地内)



下条川 新伝馬橋(戸破地内)(大型車不可)



薬勝寺池(中太閤山地内)



庄川右岸河川敷(土合地内 北陸新幹線高架下)



平成29年度まで使用していた内川雪捨場は使用不可。

平成27年度まで使用していた大門大橋上流(庄川右岸)及び高岡大橋下流(庄川右岸)は使用不可。

## 冬期道路情報

冬期情報は、常に最新情報をチェックしましょう。

### 射水市携帯サイト

「緊急情報ポータル、メール配信サービス、最新のお知らせ、くらしの情報、行政Q & A、イベント情報、窓口案内、施設一覧」を情報提供しております。

(携帯電話)

<http://www.city.imizu.toyama.jp/mobile/>

PCブラウザに対応していない機種では正常に表示されない場合があります。



### 射水市気象情報メール配信

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していただいた方に、Eメールでお届けする「射水市メール配信サービス」を実施しております。

気象庁から発表される警報・注意報情報のうち射水市内に関する情報をお届けします。

受信を希望する警報・注意報情報を選択し、その情報の発令があった場合のみ情報をお届けすることができます。

<http://www.city.imizu.toyama.jp/mmag/mmagMenu.aspx>

### 射水市防災気象情報(射水市)

<http://www.city.imizu.toyama.jp/weather/index.html>

### 富山県冬期道路情報(富山県)11/15～3/31

<http://www.toyama-douro.toyama.toyama.jp/>

### 管内国道道路状況(国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所)

<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/douro/map.html>

### 富山地方气象台

<http://www.jma-net.go.jp/toyama/>

## 雪について

とやま雪の文化～次の世代に伝えよう～(富山県)

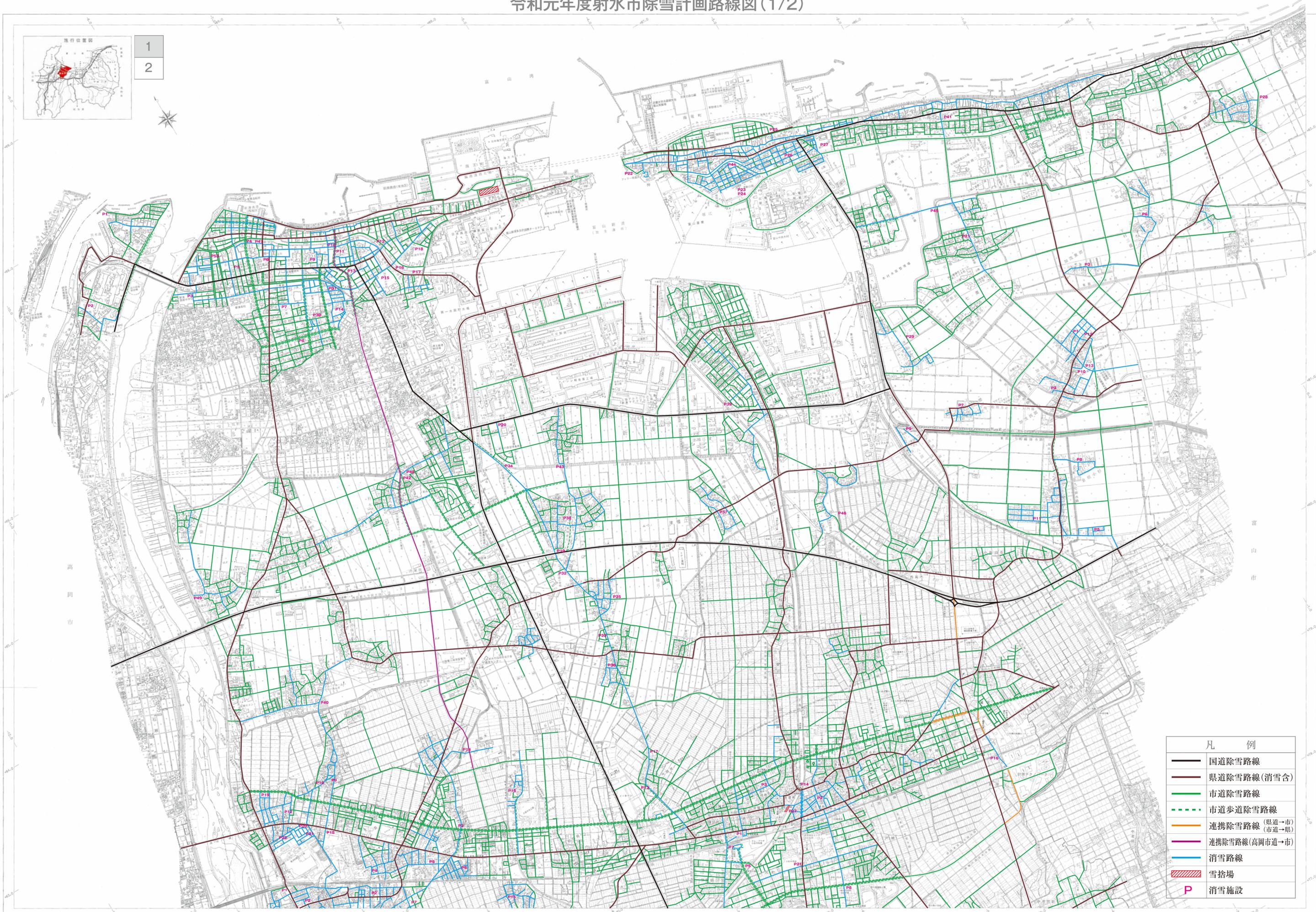
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/yuki/>

# 令和元年度射水市除雪計画路線図(1/2)

平成十七年十一月作成



1  
2



凡 例	
	国道除雪路線
	県道除雪路線(消雪含)
	市道除雪路線
	市道歩道除雪路線
	連携除雪路線(県道→市道)
	連携除雪路線(高岡市道→市道)
	消雪路線
	雪捨場
	消雪施設

北陸航路株式会社製

この地図は任意縮尺、図面縮尺、図式縮尺、図下付の1/10,000図を編纂して作成したものである。

製 図 者 東 洋 航 路 (株) 製 図 部

1 : 10,000



射 水 市



## 射水市民憲章

射水市は、雄雄しい立山を東に仰ぐ富山県のほぼ中央に位置しています。

「いみぎ」という地名は、わが国最古の歌集「万葉集」の中にもすでに表われています。

わたしたち市民は、この風土と歴史、輝かしい文化と産業を、誇りと責任をもって未来へと引き継ぎ、一人ひとりが豊かに、よく生きるまちをつくりあげ、るため、ここにこの市民憲章を定めます。

― まもろう

海、川、野そして里山に生命あふれるまち

― 育てよう

心身ともに健やかで明るく潤いのある家庭を築くまち

― 生みだそう

学びと勤労に励み安らぎとにぎわいのあるまち

― 創りだそう

文化を受け継ぎ産業をさかんにし豊かで活力のあるまち

― 深めよう

世界に開かれた人の和のゆき交うまち

平成十九年一月一日制定

ドミソ"4"ズ"ズ"♪



IMIZU CITY